

奉優の家短期入所生活介護 料金表 (5) 利用料金【概算】

【令和6年7月1日～】

1日あたりの介護福祉施設サービス費 (A)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
		704	772	847	918	987		
加算分	1日あたりの加算 (B)		機能訓練指導員加算 12 単位 夜勤職員配置加算(Ⅱ)18 単位 計 30 単位					
	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) (A+B) × 14%※1		103	112	123	133	142	
介護保険単位数合計			837	914	1000	1081	1159	
日あたりの利用料自己負担分 ※単位数×11.1円の額の負担割合分		1割	929円	1,015円	1,110円	1,200円	1,287円	
		2割	1,858円	2,030円	2,220円	2,400円	2,574円	
		3割	2,787円	3,045円	3,330円	3,600円	3,861円	
1日あたりの利用料金			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
	第4段階	食費 1,900円	1割	5,099円	5,185円	5,280円	5,370円	5,457円
		居室料 2,270円	2割	6,028円	6,200円	6,390円	6,570円	6,744円
			3割	6,957円	7,215円	7,500円	7,770円	8,031円
	第3段階②	食費 1,300円 居室料 1,370円※2	1割	3,599円	3,685円	3,780円	3,870円	3,957円
	第3段階①	食費 1,000円 居室料 1,370円※2	1割	3,299円	3,385円	3,480円	3,570円	3,657円
	第2段階	食費 600円 居室料 880円※2	1割	2,409円	2,495円	2,590円	2,680円	2,767円
第1段階	食費 300円 居室料 880円※2	1割	2,109円	2,195円	2,290円	2,380円	2,467円	

※1 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は、人員体制や取り組みにより(Ⅱ)13.6%、(Ⅲ)11.3%、(Ⅳ)9.0%、従前の処遇改善加算(Ⅰ)8.3%+特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%又は(Ⅱ)2.3%+介護職員等へ「スアップ」加算1.6%となる場合があります。

※2 居住費は令和6年7月迄は、第3段階①・②1,310円、第2段階・第1段階820円となります。(月額)

【自費利用料金】

全額 自費	食費 1,900円	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	ユニット型個室居室料 2,270円	13,460円	14,315円	15,270円	16,169円	17,034円

・料金表の額は概算となり、端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。

裏面もあります。

【その他利用料金について】

- ・足立区(1級地)の単価は1単位 11.1円となり、単位数×単価の1割・2割又は3割が自己負担分となります。
- ・食費日額 1,900円の内訳は、朝食 450円、昼食 750円、夕食 700円となります。
- ・看護職員の体制等により看護体制加算(Ⅰ)4単位や(Ⅱ)8単位が加わります。
- ・送迎を利用された方は片道 184単位が加わります。
- ・夜勤職員配置加算は、夜間帯に吸引を行える体制となった場合(Ⅲ)15単位/日に変更となります。
- ・30日以上連続でのご利用は日 30単位が引かれます。
- ・ケアプランに位置付けられていない緊急のご利用は、緊急短期入所受入加算 90単位/日が加わります。
- ・機能訓練指導員等が適宜居宅を訪問し計画を立てた上で個別機能訓練を行った場合は個別機能訓練加算 56単位/日が加わります。
- ・認知症の方が医師の判断で緊急にご利用となった場合、7日を上限として認知症行動心理症状緊急対応加算 200単位/日が加わります。
- ・若年性認知症の方に対して個別担当者を決め、個別ニーズに沿ったケアを提供した場合は若年性認知症利用者受入加算 120単位/日が加わります。
- ・療養食加算医師の指示により療養食を提供した場合は8単位/食が加わります。
- ・看取り連携体制加算は死亡日及び死亡日以前 30日以下に限り64単位/日が加わります。
- ・口腔連携強化加算は1月に1回を限度とし1回につき50単位が加わります。
- ・施設の体制や取り組みにより生産性向上推進体制加算(Ⅰ)100単位/月や(Ⅱ)10単位が加わります。
- ・(Ⅰ)日常生活自立度Ⅲ50%以上、研修修了者の配置(Ⅱ)更に研修修了者を配置、研修実施等した場合は認知症専門ケア加算(Ⅰ)3単位(Ⅱ)4単位が加わります。
- ・外部PT等と連携し計画を作成した場合等は、生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位(Ⅱ)200単位/月(個別機能訓練算定時は100単位/月)が加わります。
- ・利用キャンセルの場合は、利用開始予定日6日前の17時までに施設にご連絡ください。
上記期日を過ぎて利用をキャンセルされた場合は、利用予定期間の食費と居住費相当額(第4段階の1日分の食費と居住費と同額)をキャンセル料として請求させていただきます。なお、キャンセル料については、介護保険負担限度額(食費・居住費の軽減)は適用されません。
又、利用開始日に送迎に伺った後の利用キャンセルは、送迎加算相当額(10割)を実費で請求させていただきます。
- ・月末締め翌月末日までに自動引き落としにてお支払いいただきます。
- ・上記の額は概算となり、端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。